

高山市地域課題解決型事業活動プランコンテスト Q & A

● 応募対象となる活動プランの条件について

Q 1 「地域」というと支所地域をイメージするのですが、旧高山市地域をメインに実施する活動プランであっても応募できますか？

A 高山市内全域が活動地域の対象であることから応募の対象としています。

Q 2 活動プランについて、一部の地域に限定して実施するものであっても応募できますか？

A 応募の対象としています。

「一部の地域」について決まりは設けておらず、例えば合併前の市町村単位や学校区単位、町内会単位などであっても認めています。

Q 3 高山市以外の地域も一体となって実施する活動プランは応募できますか？

A 市内の地域を含めて実施する活動プランであれば応募できます。

ただしこの場合、補助対象となる経費の算出について、「市内での実施分」「市外での実施分」という形で案分いただくこととなります。

Q 4 営利を目的とした活動プランも応募できますか？

A 応募者の条件や対象プランの条件を満たしているものであれば、営利を目的とした活動プランであっても応募の対象としています。

応募者の条件や対象プランの条件については「募集要項」の P.3 から P.4 をご覧ください。

Q 5 国や県、高山市などからの補助金も同時に受けて実施したいのですが応募できますか？

A 高山市の他の補助金などを併せて実施する活動は、応募の対象としていません。

ただし、高山市以外の団体等（国や県など）から補助金などを受けて実施する場合は応募対象としています。なお、この場合、他の補助金などにおいて補助対象となっている経費は、この地域課題解決型活動支援事業補助金では補助対象外としていますのでご注意ください。補助対象経費の取扱いについては「募集要項」の P.6 をご覧ください。

Q 6 コロナ禍などの影響により、中断していたイベントを数年ぶりに開催する場合、活動プランとして応募できますか？

A 過去に行われていたイベントなどを改めて開催することは、新たに企画・実施することとはならないため、応募の対象としていません。
ただし、内容などを一変して完全に別のイベントとして新規開催される場合は応募の対象としています。事前に地域政策課までご相談ください。

Q 7 事業者や団体の会員が市民である必要がありますか？

A 市内に拠点を置いていることや、市内で実施する活動プランであれば市民でなくても応募できます。
応募者の条件については「募集要項」の P.3 をご覧ください。

Q 8 地域の祭礼などに使用する物品の保存整備に関する活動プランは応募できますか？

A 祭礼など宗教的活動に使用されるものであっても、文化資産としての価値があり※、活動が地域課題の解決を目指すものであれば応募の対象としています。

〔 ※ 国や県、市の文化財に指定されていること、または「高山市歴史文化基本構想（文化財活用計画）」に掲載されていること 〕

なお、文化財の保存・保護のため既に補助を受けている場合や、祭り行事の運営など祭礼自体に関するものについては、応募の対象としていません。

● 活動プランの対象経費について

Q 9 イベント開催時の人件費やセミナー等開催での講師への謝礼も対象経費になりますか？

A 活動プランの実施において雇用するスタッフ等への人件費や招聘する講師にお支払いする謝礼は対象経費としています（実施団体等の構成員や協働で実施する相手への人件費や謝礼は対象外です）。

講師等への謝礼のお支払いの際には、必ず源泉徴収を行ってください。

Q 1 0 パソコンやタブレット端末などを購入して他の事業にも活用したいと考えているのですが、この場合は対象経費になりますか？

A パソコンやタブレット端末のほか、汎用性があり他の事業にも使用する物品などは対象経費としていません。ただし、他の事業には使用せず、活動プランの実施にのみ使用するものであれば対象経費としています。

これらの物品などを挙げられた場合、応募後に用途について地域政策課より聞き取りすることがあります。

補助対象経費については「募集要項」の P.5 をご覧ください。

Q 1 1 活動プランの実施に向けて、予め購入していた物品などは対象経費になりますか？

A 補助金の交付決定日以前に発注（発生）、支払いが行われたものは対象としていませんので十分ご注意ください。

補助対象期間については「募集要項」の P.5 をご覧ください。

Q 1 2 応募の時点では、物品などの金額が確定できないのですが、どうすればいいですか？

A 実情に合わせた収支の計画を立てていただくためにも、見積書を取るなど積算根拠が明確であることが望ましいです。

なお、事務用品など軽微なものに関しては、概算で積算した金額を収支予算書に記入していただければ良いです。その際は、どのようなものを購入する予定かを内訳の欄に記入してください。

記入がない場合などを含め、積算の根拠について応募後に地域政策課より聞き取りすることがあります。

● 応募いただいた活動プランの審査について

Q13 二次審査（プレゼンテーション審査）での審査のポイントなどについて教えてください。

- A 二次審査（プレゼンテーション審査）では、提出いただいた書類や面接での内容から、活動プランの実施が地域の活性化や持続可能な地域づくりに繋がるかなど、地域振興への効果について審査します。

審査のポイント（審査の項目）については、以下のとおりです。

◆ 課題解決による地域振興への効果：

- ・活動の実施が課題解決に繋がるものであるか。
- ・地域課題を的確に把握し課題解決を図ることで、地域の振興に寄与する活動であるか。

◆ 公益性・公共性：

- ・地域に開かれた活動であるか。
- ・他の地域への波及が期待できる活動であるか。

◆ 主体性・協働性：

- ・地域課題の解決に向けて主体的に行動する活動であるか。
- ・地域との連携が図られている活動であるか。

◆ 合理性・妥当性：

- ・地域課題を解決する手法として合理的な活動であるか。
- ・活動の実施に見合った事業費となっているか。

※主な活動の経費が「実施者側の資格取得」や「施設の修繕」、「物品の購入」であるものは、“活動の目的達成にどのように寄与するものか”の視点により審査します（審査の際、評価が低くなる場合があります）。

◆ 先進性・先駆性：

- ・発想や着眼点に先駆性や独創性があるか

◆ 実現性・具体性：

- ・実施スケジュールや実施方法など活動の実施に向けての計画や収支予算の算出が具体的であるか

◆ 継続性・発展性：

- ・活動の継続（自走可能性）や新たな展開への発展が期待できる活動であるか

● その他（全般）

Q14 応募に向けて、事前に色々相談したいのですが。

A 本プランコンテストへの応募に限らず、活動プランなどの実施に向けたご相談は、いつでもお受けしています。

ご相談をお受けする中で、必要に応じて活動プランの実施に向け、より有利となる他の支援制度（補助金など）についてご案内いたします。

構想段階のものであっても構いません、どうぞお気軽にお問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】

高山市総合政策部地域政策課（市庁舎4階）

電話：0577-35-3183（地域政策課直通）

メール：chiikiseisaku@city.takayama.lg.jp